

目 次

会期日程表	1
第 1 号（1月27日）	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
承認第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	6
議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託	9
議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託	10
議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	11
議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託	11
議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託	12
議案第6号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	13
議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	14
議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	15
諸般の報告	17
日程の追加	17
議案第1号～議案第5号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	18
日程の追加	21
議案第6号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	21
日程の追加	22
議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	22
閉会の宣告	24
署名議員	24

令和 7 年第 1 回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 令和 7 年 1 月 27 日
会期 1 日間
閉会 令和 7 年 1 月 27 日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
1 月 27 日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 承認第 1 号質疑、委員会付託省略（即決） 議案第 1 号～第 5 号質疑、総務常任委員会付託 議案第 6 号質疑、予算審査特別委員会付託 議案第 7 号～第 8 号質疑、委員会付託省略（即決）
		委員会	午前10時30分	議案第 1 号～第 5 号総務常任委員会（説明～採決）
		委員会	午前11時00分	議案第 6 号予算審査特別委員会（説明～採決）
		本会議	午前11時30分	議案第 1 号～第 5 号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第 6 号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第 9 号提案説明、質疑、委員会付託省略（即決） （閉会）

会期日数 1 日間 本会議日数 1 日間 委員会日数 1 日間

令和7年第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 令和7年1月27日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (令和7年1月27日 午前10時00分)

閉 会 (令和7年1月27日 午後0時33分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 大 城 邦 彦

4 番議員 大 山 美佐子

5 番議員 宮 城 美和子

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 新 崎 悟 一

8 番議員 吉 浜 寛

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善

副 村 長 宮 城 豊

総 務 課 長 真喜志 亮

財 務 課 長 前 田 佳 政

住 民 福 祉 課 長 宮 城 敦

建 設 環 境 課 長 花 田 義 徳

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	承認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第9号））	提案説明 付託省略
5	議案 第 1 号	指定管理者の指定について（大宜味村放課後児童クラブ）	提案説明 質疑～付託
6	議案 第 2 号	大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託
7	議案 第 3 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託
8	議案 第 4 号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託
9	議案 第 5 号	大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託
10	議案 第 6 号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第10号）	提案説明 質疑～付託
11	議案 第 7 号	令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	提案説明 付託省略
12	議案 第 8 号	令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第5号）	提案説明 付託省略

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第 1 号	指定管理者の指定について（大宜味村放課後児童クラブ）	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第 2 号	大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第 3 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第 4 号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第 5 号	大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
6	議 案 第 6 号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第10号）	委員長報告 質疑～表決
7	議 案 第 9 号	大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	提 案 説 明 付 託 省 略

◎開会及び開議の宣告

- 議長（大城佐一） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和7年第1回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（大城佐一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 新崎悟一議員及び8番 吉浜 寛議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（大城佐一） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第9号））を議題とします。
提案理由の説明を求めます。村長。
(友寄景善村長 登壇)
- 村長（友寄景善） おはようございます。
令和7年第1回臨時議会を招集しましたところ、全議員出席の下、開催できますことに対し感謝申し上げます。
それでは提案いたします。
承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第9号））
地方自治法（第22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同

条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年1月27日提出

大宜味村長 友寄景善

内容としましては、令和6年11月、沖縄本島北部豪雨による災害見舞金支給の執行に伴い、緊急に補正予算の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第9号）を令和6年12月23日に専決処分したので、本議会で報告し承認を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから承認第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 財源についてお伺いしておきたいんですが、村長の提案説明の中によりますと、去年の11月の豪雨による見舞金だということなんですが、この財源は予備費から38万円が計上されているんですよ。なぜ予備費から財源を充てたのか。善意による見舞金とか義援金とかそういうものはここに充てることは考えておられないんですか。予備費から充てられているということに対して、ちょっと疑問を持っているんですよ。答弁をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

この災害見舞金については、村独自の災害見舞金というところで、財源については、確かにこれまで多くの方から寄附とか見舞金とかがありましたけれども、それを財源とするものではなくて、村としての、独自の見舞金という形で今回は予備費のほうで対応させていただきました。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 独自でも結構なんですが、予備費から充当されているということでちょっと疑問を持っていたんですよ。そうであれば、提案説明の時点でそういうところまで説明してもらわないと。説明資料にも何も書かれていないんですよ。だからそういう質疑が出るわけですよね。一般財源じゃなくて、じゃあこの災害見舞金は村独自だとおっしゃっているんですが、それは何件でどういうものを対象にされているものですか、お伺いしておきます。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

対象としましては床上浸水、あと半壊であるとか。床上浸水による家屋の半壊であるとか、床上浸水というところで、件数としては5件です。この5件のうち4件については12月27日で支給が終わっております。1件については年末に、所有者がなかなか調査をさせていただけないという状況がありましたけれども、その辺の災害見舞金を支給するというところである程度理解を得た上で1件の家屋についても調査ができて、1月年明けにその方についても支給が完了しております。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） ですから、予備費から充当されてるのをちょっと疑問持っているということを指摘しているんですが、今回提案されている補正予算の中には床上、床下浸水、それも予算化されているんですよ。それとは完全に別個だとすると、ほかのものも村独自のものと義援金とは別個に支援するような災害見舞金として支給するようなことになるかということの疑問も出るんですよ。両方でやるか

ということ。ですから、後から出てきます議案第6号の中には床上、床下浸水、それから資料もいただいているんですが、水没した車両等のものも予算計上されているわけです。なぜその義援金等で財源を充てないで一般財源である予備費から持ってきているかということが疑問なんですよね。あとは補正予算でまた議論したいんですが、そうすると一般財源分と義援金分と二重に見舞金をやるかという考え方も出てくるんですよ、そこには。その場合にやっぱり説明資料あたりできちんと詳しくやっていただかないと、村長の提案説明の場合にもそういう中身を触れていただかないと、今日これ即決するんですよ、委員会付託省略で。ですから専決処分しているから、その点はきちんと説明してもらえないと、委員会審議はないわけですから、ですからあえて質疑しているんです。その辺最後にお伺いして終わります。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） お答えします。

本来、大宜味村は見舞金の条例がございませんでした。御存じのとおり、大宜味村、国頭村、東村でこういう豪雨災害があって、隣の東、国頭においては見舞金の制度があって、その額も統一化されていて、そこのほうでの支出もするということで、我々もやはり、先ほど議員から指摘あったように、見舞金というのはなくて義援金、支援金があった中でその支出をしていかなければいけないということではあるんですが、その見舞金分に関しては村独自のそういう被災者の皆さん方に対しての見舞金という形ですので、その以外に関しては見舞金ではなく、そういう家屋等に関して、後で御質疑もあると思うんですが、委員会でもあると思うんですけれども、義援金に関しての審議をやっていただくということで、また委員会等で説明したいと思うんですが、これはやはり行政の立場から被災者に対しての見舞金という形で御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって承認第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第1号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第9号））を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって承認第1号は、承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第5 議案第1号 指定管理者の指定について（大宜味村放課後児童クラブ）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第1号 指定管理者の指定について（大宜味村放課後児童クラブ）指定管理者の指定について、次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大宜味村放課後児童クラブ

2、指定管理者となる団体の名称等

団体の名称 一般社団法人 喜如嘉山学校

代表者職氏名 代表理事 上原 幸彦

住 所 沖縄県国頭郡大宜味村字喜如嘉3130番地18

3、指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和7年1月27日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

放課後児童クラブの現指定管理者の指定の期間が、令和7年3月31日で満了するため、次期の指定管理者予定候補者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成17年条例第3号）第6条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

補足説明します。

指定管理者予定候補者の公募を昨年11月1日から11月29日まで行い、応募申請のあった事業者は1者でございました。

第1回選定委員会において応募者1者ではありますが、選定基準要領に基づき有資格者と判断し、第2回選定委員会においてプレゼンテーション及び質疑応答、審査項目に評価点を付し、委員全員の合計点数が6割以上の評価点でありました。また、現在行っている学童の実績も勘案し、学校及び他団体との連携による効果も期待できることから、庁議において指定管理者予定候補者の優先候補者として選定し、今議会におきまして同事業者を指定管理者として指定したく提案しております。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させたいと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 私は委員じゃないので、1つだけ聞いておきたいんですけども、現在の利用人数ですね、児童はどのぐらい利用しているのか。それを教えていただきたい。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

現在、放課後児童クラブのほうで行っている事業が今2つございまして、子供の居場所事業と学童のほうの放課後児童クラブと両方ございますが、この事業2つの登録人数につきましては52名となっております。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第1号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第6 議案第2号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第2号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和7年1月27日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

期末手当の支給割合を改定する特別職との均衡を考慮し、議会議員の期末手当の支給割合を引き上げる必要があるため、この案を提出する。

なお、補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

（真喜志 亮総務課長 登壇）

○ 総務課長（真喜志 亮） それでは私のほうから議案第2号の補足説明をいたします。

大宜味村職員の給与改定に伴い、昨今の経済事情に鑑み、沖縄県知事等の率を参考に期末手当の支給割合を100分の10引き上げる改正となっています。

第1条では、令和6年12月の支給割合を「100分の165」を「100分の175」とし、100分の10引き上げております。

第2条では、令和7年4月以降に支払う期末手当の支給割合について、6月の支給割合を「100分の150」から「100分の155」とし、12月の支給割合を「100分の175」を「100分の170」へ改正を行い調整を行っております。

附則として、条例中第1条の規定は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用することとしております。

第2条の規定は、令和7年4月1日から施行することとしております。

附則第2項で、期末手当の内払の規定を定めております。

なお、説明資料に新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。
これから議案第 2 号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第 2 号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第 7 議案第 3 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第 3 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

期末手当の支給割合を改定する村職員との均衡を考慮し、特別職等の期末手当の支給割合を引き上げる必要があるため、この案を提出する。

改正の内容につきましては、先ほどの議案第 2 号と同じ改正内容でありますので割愛させていただきます。

説明資料に新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

詳細につきましては、総務常任委員会にて担当課長から説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。
これから議案第 3 号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第 3 号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第 8 議案第 4 号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第 4 号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

提案理由

沖縄県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に基づき、大宜味村職員の給料表等を改正する必要があるため、この案を提出する。

なお、補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

（真喜志 亮総務課長 登壇）

○ 総務課長（真喜志 亮） それでは議案第4号について補足説明いたします。

今回の改正は、令和6年12月24日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、同年10月の県人事委員会の勧告に基づき改正するもので、第1条の改正として令和6年12月の期末手当の支給割合を「100分の122.5」から「100分の127.5」に、定年前再任用短期時間勤務職員の期末手当の支給割合を「100分の68.75」から「100分の71.25」に、職員の勤勉手当を「100分の102.5」から「100分の107.5」に引き上げる改正となっております。

また、別表第2の行政職給料表及び別表第3の医療職給料表の改正も行っております。

第2条では、令和7年以降に支払う期末・勤勉手当の6月及び12月支給割合を調整する改正となっております。

附則として、第1条の規定は公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用することとして、行政職給料表及び医療職給料表の改正については、令和6年4月1日から適用することとしております。

第2条の規定は、令和7年4月1日から施行することとしております。

附則第2項に、適用日前の異動者の号給の調整の規定を定めており、附則第3項では給与の内払規定を定めております。

なお、説明資料に新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第9 議案第5号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第5号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和7年1月27日提出

提案理由

期末手当等の支給割合を改定する村職員との均衡を考慮し、村会計年度任用職員の期末手当の支給割合を引き上げる必要があるため、この案を提出する。

なお、補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

（真喜志 亮総務課長 登壇）

○ 総務課長（真喜志 亮） それでは議案第5号について補足説明いたします。

今回の改正は、職員の期末手当及び勤勉手当の改正に準じて行われるものとなっており、第1条の改正として令和6年12月の期末手当の支給割合を「100分の122.5」から「100分の127.5」に、勤勉手当を「100分の102.5」から「100分の107.5」に引き上げる改正となっております。

第2条では、令和7年以降に支払う期末・勤勉手当の6月及び12月の支給割合を調整する改正となっております。

附則第1項で第1条の規定は公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用するとして、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行することとしております。

附則第2項で給与の内払規定を定めております。

なお、説明資料に新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第10 議案第6号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第6号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第10号）

令和6年度大宜味村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,346万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億8,055万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和 7 年 1 月 27 日提出

大宜味村長 友寄景善

なお、補足説明を副村長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

（宮城 豊副村長 登壇）

○ 副村長（宮城 豊） 議案第 6 号、一般会計補正予算（第 10 号）の概要を御説明いたします。

今回の予算の補正は、1,346万8,000円の増額補正となっており、人事院勧告による歳入歳出の人件費の増額と歳入 18 款繰入金 1,064 万円の災害対策基金の取り崩しによる増額となっております。

また 4 ページには、第 2 表債務負担行為補正を記載しております。

詳細については、予算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第 6 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第 6 号については、9 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第 11 議案第 7 号 令和 6 年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第 7 号 令和 6 年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 27 日提出

大宜味村長 友寄景善

内容を説明いたします。予算書 1 ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、条例の改正に伴う歳出のみの補正となっており、6 款保健事業費、2 項特別健康診査等事業費で 7 万 5,000 円の増額、10 款予備費で 7 万 5,000 円の減額となっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第7号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第7号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第7号は、可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第12 議案第8号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第8号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第5号）

令和6年度大宜味村の簡易水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（総則）

第1条 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）（既決予定額）（補正予算額）（計）

第1款簡易水道事業費用、支出、2億3,089万円、補正予定額、134万9,000円、計、2億3,223万9,000円。第1項営業費用、2億2,293万5,000円、134万9,000円、2億2,428万4,000円。

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予算額) (計)

第1款資本的支出、1億8,988万8,000円、0円、1億8,988万8,000円、第1項建設改良費、1億6,116万6,000円、0円、1億6,116万6,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目) (既決予定額) (補正予算額) (計)

(1) 職員給与費、2,296万1,000円、補正予定額、166万6,000円、計、2,462万7,000円。

令和7年1月27日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明します。

収益的支出の134万9,000円の増額については、人事院勧告による報償費等の増となっており、資本的支出については人事院勧告による報償費等の増に伴い予算の組替えを行っております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第8号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第8号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算(第5号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第8号は、可決されました。

○ 議長(大城佐一) お諮りします。先ほど設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前 10 時 39 分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 44 分）

◎諸般の報告

○ 議長（大城佐一） これから諸般の報告を行います。

休憩中の予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に 9 番 平良嗣男議員、副委員長に 1 番 宮城 貢議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

○ 議長（大城佐一） 委員会審査のため休憩します。

（午前 10 時 44 分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0 時 15 分）

◎日程の追加

○ 議長（大城佐一） ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第 1 号 指定管理者の指定について（大宜味村放課後児童クラブ）、議案第 2 号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 3 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第 4 号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 5 号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第 1 号から議案第 5 号についてを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 5 として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第 1 号から議案第 5 号についてを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 5 として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第1号～議案第5号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 追加日程第1 議案第1号から追加日程第5 議案第5号について一括議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 2 9 号

令和7年1月27日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

総務常任委員会

委員長 大 城 邦 彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第1号	指定管理者の指定について（大宜味村放課後児童クラブ）	可 決 全会一致
議案第2号	大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第3号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第4号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第5号	大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

（大城邦彦総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（大城邦彦） ただいま議題となりました議案第1号から議案第5号の5件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として、副村長及び関係課長の出席を求め、午前10時30分からの審査予定を20分繰り下げて午前10時50分から審査をいたしました。

はじめに、議案第1号 指定管理者の指定について（大宜味村放課後児童クラブ）を報告いたします。

指定管理予定候補者の公募を11月1日～11月29日まで行い、応募申請のあった事業者は1者で、選定基準要領に基づき有資格者と判断し、委員全員が合計点である6割以上の評価点を受け、また現在村内でも事業を行っている実績も勘案し、当事業者が関連している学校及び他団体等の連携による効果も期

待できることから、管理運営を行う上で、優位であると認めて契約を行っております。

指定管理者となる団体は、一般社団法人喜如嘉山学校、代表理事、上原幸彦、期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日となっております。

次に議案第2号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第5号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の4件について報告します。

この4件は、いずれも期末手当等の支給割合を100分の10引き上げる改正となっております。また、議案第4号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、県人事委員会勧告に基づき、給料表の改正もごさいます。

議案第1号から議案第5号について質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第1号 指定管理者の指定について（大宜味村放課後児童クラブ）の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第1号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第2号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第2号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第2号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第3号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第4号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第4号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第5号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第5号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○ 議長(大城佐一) ただいま予算審査特別委員会委員長から、先ほど付託しました議案第6号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算(第10号)の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第6号を日程に追加し、追加日程第6として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第6号を日程に追加し、追加日程第6として議案とすることに決定しました。

◎議案第6号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(大城佐一) 追加日程第6 議案第6号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算(第10号)を議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 3 0 号

令和7年1月27日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

予算審査特別委員会

委員長 平 良 嗣 男

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第6号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算(第10号)	原案可決 全会一致

(平良嗣男予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(平良嗣男) ただいま議題となりました議案第6号について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、本日午前11時からの審

査を35分繰り下げて午前11時35分から行いました。

議案第6号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第10号）の主な内容は、歳入におきましては、沖縄振興特別推進交付金及び沖縄県町村支援事業交付金並びに災害対策基金取り崩し金（災害義援金支給による基金取り崩し）の増額、歳出におきましては、人勸に伴う人件費の増額、予備費の減額による補正で、13,468千円の追加で総額5,780,551千円の補正予算であります。

議案第6号については、質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、委員会における審査の結果を申し上げ、報告といたします。

ご審議のほどお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第6号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第10号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○ 議長（大城佐一） 次に前田 孝議員の外、全議員発議による議案第9号 大宜味村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例が提出されました。

お諮りします。議案第9号を日程に追加し、追加日程第7として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第9号を日程に追加し、追加日程第7として議案とすることに決定しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 追加日程第7 議案第9号 大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。6番 前田 孝議員。

（6番 前田 孝議員 登壇）

○ 6番（前田 孝） それでは議案第9号を提案いたします。

議案第 9 号 大宜味村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 1 月 27 日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

提出者 前田 孝 吉浜 寛 宮城良治 宮城美和子 大城邦彦 大山美佐子 宮城 貢 新崎悟一

賛成者 平良嗣男

提案理由といたしましては、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第46号）」が令和 6 年 6 月 7 日に公布されたことに伴い、条項の繰り上げや字句の整理を行うため、所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとなっております。

内容につきましては、昨年12月定例会で皆さんに資料をお渡しして、もう十分御検討なされていると思いますので、割愛させていただきます。

よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第 9 号 大宜味村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 9 号は、会議規則第39条第 3 項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第 9 号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第 9 号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 9 号 大宜味村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第 9 号については、原案のとおり可決されました。

○ 議長（大城佐一） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任された

いと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長(大城佐一) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回大宜味村議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後 0時33分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員